政令第三百二十三号

国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第三条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「若しくは第三項」を「、第三項、第五項、第六項本文若しくは第七項」に改める。

附　則

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月十五日）から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

道路法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十四号

道路法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項第七号及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十四条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「給油所」の下に「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加える。

一　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第十三号

二　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十五条第二項

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による千葉県夷隅郡大多喜町等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十五号

令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による千葉県夷隅郡大多喜町等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの イ　千葉県夷隅郡大多喜町 ロ　茨城県日立市並びに千葉県勝浦市、鴨川市及び長生郡長南町	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考　上欄の暴風雨とは、令和五年台風第十三号によるものをいう。	

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　鈴木　淳司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　宮下　一郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄